あ わ ら 市 総 合 計 画 審 議 会

日時　平成24年１月19日　13:30
場所　あわら市役所正庁

会　議　次　第

1　あ　い　さ　つ

2　あわら市総合振興計画審議会について

3　会長及び副会長の互選について

4　あわら市総合振興計画後期基本計画の策定について
　(1) 策定の背景

　(2) 施策の体系

　(3) 各種施策

　(4) スケジュール

5　そ　の　他

あわら市総合振興計画審議会条例

平成16年9月21日

条例第162号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、あわら市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、あわら市総合振興計画に関する事項について審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　関係機関の代表者

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

３　市長は、必要に応じて第１項に規定する委員のほかに特別委員を置くことができる。

（任期）

第４条　委員及び特別委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

あわら市総合振興計画審議会委員名簿

平成24年1月19日　13：30から

市役所正庁

職名	氏　名	備　　　　考
委　員	吉　田　純　一	福井工業大学教授
委　員	丸　子　　　要	あわら市社会福祉協議会会長
委　員	笹　岡　一　彦	福井県議会議員
委　員	手　塚　和　典	あわら市教育委員会委員長
委　員	毛　利　純　雄	あわら市農業委員会会長
委　員	高　橋　啓　一	あわら市区長会連絡協議会会長
委　員	八　木　耕　作	あわら市都市計画審議会副会長
委　員	藤　田　博　明	坂井地区医師会あわら支部長
委　員	小　林　徹　治	坂井健康福祉センター所長
委　員	久　野　好　輝	あわら市商工会会長
委　員	前　田　健　二	あわら市観光協会会長
委　員	伊　藤　和　幸	芦原温泉旅館協同組合理事長
委　員	吉　江　眞　雄	花咲ふくい農業協同組合専務理事
委　員	山　﨑　長吉郎	坂井森林組合組合長
委　員	中荒江　　　俊	あわら市文化協議会会長
委　員	木　村　捷　一	あわら市体育協会会長
委　員	小　林　　　豊	あわら市老人クラブ連合会会長
委　員	白　越　不　朝	あわら市ＰＴＡ連合会会長

※色つき…謝礼支払対象者

事務局	志　田　尚　一	あわら市総務部政策課長
事務局	小　嶋　範　久	あわら市総務部政策課長補佐
事務局	江　川　嘉　康	あわら市総務部政策課主任
事務局	岩　崎　優　希	あわら市総務部政策課主事

あ政第　73　号
平成24年１月19日

あわら市総合振興計画審議会会長　殿

あわら市長　橋　本　達　也

あわら市総合振興計画の策定について（諮問）

あわら市総合振興計画に係る後期基本計画を策定したいので、あわら市総合振興計画審議会条例第２条の規定の基づき、その案について貴審議会の意見を求めます。